

稲井地域乗合タクシーの車両変更について

協議事項 1

稲井地域乗合タクシー運行協議会で運行している車両 2 台を、9 人乗りジャンボタクシーから 6 人乗りタクシーに変更する。

また、予備車両 1 台についても、順次 6 人乗りタクシーに変更する。

なお、乗車定員を超える場合は、追加のタクシーを運行することとなっているため利用者の利便性は損なわれません。

根拠法令

道路運送法第 4 条

運行主体

稲井地域乗合タクシー運行協議会

運行事業者

有限会社三陸タクシー

運行車両

【変更前】 9 人乗りジャンボタクシー

【変更後】 6 人乗りタクシー

実施日

令和 5 年 5 月 1 日から 1 台

令和 5 年 10 月 1 日から 1 台 (予定)

稲井地域乗合タクシー運行協議会の協議決定について（報告）

令和5年1月19日（木）に行われました、稲井地域乗合タクシー運行協議会において、下記のとおり協議決定したことを報告いたします。

記

【協議事項】

○稲井地域乗合タクシー運行車両の変更について協議

稲井地域乗合タクシー運行協議会で運行している車両2台を、自動車検査証の有効期間が満了する令和5年5月と10月に9人乗りジャンボタクシーから6人乗りタクシーに変更する。

【協議決定事項】

○コロナ禍の影響もあり、利用者が減少。さらには燃料費の高騰などによる運行経費の圧迫が懸念されていたため、昨年度より運行形態の見直しを含めた協議を進めていた。

○現在運行している車両2台について、耐用年数経過により買い替えが必要となるが、購入価格の高騰などから同等の車両を購入することが困難な状況にある。

○車両を変更した場合、乗車定員は3人の減少となるが、過去2年間の1便当たりの平均乗車人数は1.6人であることや、変更後の乗車定員6人を超える乗車があった便数についても、令和4年4月から12月末現在で2,571便中6便のみであったこと、さらに乗車定員を超える場合には追加のタクシーを配車することなどから、利用者の利便性の低下には繋がらないと考えられる。

以上のことから、車両を変更しても利用者の利便性を損なうことなく、経費の削減にも繋がることから、令和5年5月1日に1台と同年10月1日（予定）に1台を9人乗りジャンボタクシーから6人乗りタクシーに車両を変更することに決定した。また、予備車両についても、順次6人乗りタクシーに変更することに決定した。

以上 全会員から特に異議なく協議決定となり、稲井地域乗合タクシー運行協議会決定事項として公共交通活性化協議会へ付議することといたします。

令和5年1月20日

石巻市稲井地域乗合タクシー運行協議会事務局